

監査のペーパーレス化に向けた試行の検証結果について

1 概 要

監査委員による定例監査において、監査資料をタブレット端末（受検側は一人一台パソコン）で閲覧するペーパーレス化に向けた取組を令和2年10月から試行したが、令和2年度の定例監査が全て終了したので、その効果を検証した。

- (1) タブレット端末の導入（令和2年7月）
 - ・ 監査委員用4台、事務局職員用3台 計7台
- (2) 試行の実施期間及び機関数
 - ・ 期 間：令和2年10月14日～令和3年2月1日
 - ・ 機関数：監査対象全262機関のうち、73機関（本庁2、出先71）

2 事業効果

- (1) 監査資料の電子化及びタブレット端末の活用により、必要な情報を素早く参照することが可能となり、効率的・効果的な監査が実施できるようになった。
- (2) 紙資料の印刷や製本等に係る作業時間が縮減され、事務負担の軽減など業務の効率化が図られた。
- (3) 紙資料（監査委員分、受検者分）約17,000枚が削減できたと推計され、環境負荷の低減と執務環境の改善が図られた。
(削減効果)
 - ①紙（A4）：約17,000枚
 - ②印刷・製本作業時間：約26時間

3 課 題

- (1) 財政的援助団体など対象機関の拡大について検討していく必要がある。
- (2) 監査委員協議会の議案や一般会計等の決算審査の意見書などペーパーレス化する対象資料の拡大について検討していく必要がある。
- (3) 資料の電子化に係る時間の短縮、タブレット端末や一人一台パソコンの操作性の向上など技術的な問題について、検討・研究していくとともに、関係機関に対して情報提供を行っていく必要がある。

4 今後の対応

- (1) 定例監査については、令和3年度当初から県の全ての機関においてペーパーレス化する。
- (2) 対象機関の拡大については、財政的援助団体などから可能な機関を選定し、ペーパーレス化を試行する。
- (3) 対象資料の拡大については、監査委員協議会の議案を4月中旬からペーパーレス化することとし、更に一般会計等の決算審査の意見書なども含め可能なものから順次ペーパーレス化していく。
- (4) 技術的な問題については、検討・研究を進め順次改善を図っていく。

※参考：定例監査における紙の削減効果（令和3年度見込み）

- ①紙（A4）：約48,000枚
- ②印刷・製本作業時間：約89時間